

## 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務の料金

■ 表1 住宅建築物

(単位:円 税込)

審査基準	延べ面積	料金
一戸建ての住宅の審査	200㎡以下	44,000
	200㎡超	52,800
共同住宅等 住戸の審査	基本料金 + 住戸料金 × 住戸数	
	基本料金	110,000
	住戸料金	2,200
共同住宅等 建築物全体の審査	基本料金 + 住戸料金 × 住戸数	
	基本料金	220,000
	住戸料金	2,200

■ 表2 非住宅建築物

モデル建築法

(単位:円 税込)

対象面積	用途分類(別表による)		
	A種	B種	C種
300㎡未満	N × 187,000	N × 154,000	121,000
300超～2,000㎡未満	N × 242,000	N × 187,000	132,000
2,000超～5,000㎡未満	N × 319,000	N × 220,000	187,000
5,000超～10,000㎡未満	N × 363,000	N × 275,000	220,000
10,000超～20,000㎡未満	N × 418,000	N × 319,000	253,000
20,000超～50,000㎡未満	N × 561,000	N × 440,000	341,000
50,000超～100,000㎡未満	N × 715,000	N × 561,000	429,000
100,000超～200,000㎡未満	N × 891,000	N × 682,000	517,000
200,000㎡～	N × 1,111,000	N × 814,000	638,000

※Nはモデル建物の数に応じ、次の表に定める数値を乗じる。

モデル建物の数	1	2※	3※	4※
N	1.0	1.3	1.4	1.5

標準入力法

(単位:円 税込)

審査対象面積	用途分類(別表による)		
	A種	B種	C種
300㎡未満	297,000	220,000	198,000
300超～2,000㎡未満	374,000	264,000	231,000
2,000超～5,000㎡未満	517,000	363,000	319,000
5,000超～10,000㎡未満	616,000	418,000	363,000
10,000超～20,000㎡未満	704,000	484,000	418,000
20,000超～50,000㎡未満	957,000	671,000	572,000
50,000超～100,000㎡未満	1,364,000	946,000	803,000
100,000超～200,000㎡未満	1,804,000	1,243,000	1,067,000
200,000㎡～	2,310,000	1,540,000	1,331,000

■ 複合建築物(住宅+非住宅)

表1の住宅建築物の額と表2の非住宅建築物の額の合算とする。

## 注意事項

※非住宅建築物で、一つの棟に用途区分が複数ある場合は次のとおりとする。

・A種が含まれるときはA種

・A種がなくB種が含まれるときはB種

※変更技術的審査の料金は、当初適用された料金の60%とする。ただし、次に該当する場合は上表の金額とする。

・直前の判定を他機関で受けている場合

・計算方法を変更した場合

※軽微変更の料金は当初適用された料金の50%とする。

※適合証の再発行料金は5,500円(税込)とする。

※JBAOに省エネ適合性判定を併せて申請される場合は表2の額を一律44,000円(税込)とする。

## 別表

分類	確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170
	助産所	08190
	児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。)	08210
	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230
	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240
	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	08250
	病院	08260
	ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	マーチャン屋、ぼちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390
B種	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)	08440
	飲食店(次項に掲げるものを除く。)	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)	08456
	又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580	
C類	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設	08320
	工場(自動車修理工場を除く。)	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	自動車教習所	08410
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620	